

事 務 連 絡

平成27年12月21日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

マイナンバー制度に便乗した詐欺に対する注意喚起チラシの掲示・配布の依頼について

平素より、医療行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

マイナンバー制度につきましては、本年10月以降、国民一人一人の住民票の住所に対し、12桁のマイナンバー（個人番号）を記した通知カードの送付が始まっています。

マイナンバー制度の周知・広報につきましては、これまでも、政府広報（別添1チラシ）等での国民の皆様向けの広報や、説明会等での民間事業者の皆様向けの周知など総合的に取り組んでいるところです。

今般、通知カードの送付に伴い、国民の皆様は、マイナンバー制度へのより一層の御理解をいただくとともに、マイナンバー制度に便乗した詐欺被害に御注意いただくよう、国民の皆様にとって身近な医療機関等におきまして、周知・広報に御協力賜りたく存じます。

つきましては、貴管下の医療機関等において、マイナンバー制度に便乗した詐欺に対する注意喚起チラシ（別添2）を掲示又は配布いただけるよう、医療機関等へのチラシ又はその電子媒体の送付等について、御協力をお願い申し上げます。